

民生福祉常任委員会記録

平成26年6月16日

【開催日】 平成26年6月16日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時00分～午前11時38分

(休憩時間午前10時54分から午前11時まで)

【出席委員】

委員長	下瀬俊夫	副委員長	矢田松夫
委員	石田清廉	委員	岩本信子
委員	小野泰	委員	三浦英統
委員	吉永美子		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山信義		
----	------	--	--

【執行部出席者】

健康福祉部長	河合久雄	健康増進課長	山根愛子
健康増進課長補佐	木本順二	健康増進課健康企画係長	大海弘美
国保年金課長	吉岡忠司	国保年金課主幹	川崎浩美
国保年金課国保係長	大濱史久	企画課企画係	宮本渉

【事務局出席者】

事務局長	古川博三	庶務調査係長	島津克則
------	------	--------	------

【付議事項】

- 1 所管事務調査 山陽小野田市新型インフルエンザ等対策行動計画について
- 2 所管事務調査 平成26年度国民健康保険料保険料率の改定について

【会議の概要】

- 1 山陽小野田市新型インフルエンザ等対策行動計画について

(1) 概要

平成25年4月、新型インフルエンザ等対策特別措置法（措置法）が施行された。平成25年6月に政府行動計画が策定され、平成25年11月に山口県行動計画が策定されている。このような国、県の動きを踏まえ特措法第8条の規定により、平成26年5月に本市行動計画を策定

した。行動計画の目的は感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命、健康を保護することと、市民の生活及び市民の経済に及ぼす影響を最小限に抑えることである。この目的を達成するために政府行動計画及び県行動計画との整合性を確保し、実施体制、サーベイランス及び情報収集、情報提供及び共有、予防及び蔓延防止、医療、市民生活及び市民経済の安定の確保の6項目を主要な対策とし、新型インフルエンザ等の発生段階に応じ、住民接種などの対策を講じている。また、市内で患者の疑いが発生したとの想定した場合の対応について、患者に対しては山口県立総合医療センターで対応となり、市民に対しては情報提供や買占め、売り惜しみ防止を要請し、予防、蔓延防止として住民接種の体制整備を行うなど具体的な対応についての説明があった。今後、より詳細な対応がとれるよう対策マニュアルを整備し、新型インフルエンザ等対策を充実させていこうと考えている。

(2) 主な発言

岩本信子委員 野鳥が死んでいるという情報が市に入った場合、どのような対策をとられるのか。

木本健康増進課長補佐 計画は人が対象。野鳥の場合は美祢農林事務所が対応し、家禽類は中部家畜保健衛生所が対応する。

岩本信子委員 鳥が鳥インフルエンザに罹ったということであれば、人に移る可能性があるのではないか。

木本健康増進課長補佐 その鳥や糞に接触した人が、その後、発熱等の症状が出れば対応、対策をとることになる。

矢田松夫副委員長 予防接種は無料か。

山根健康増進課長 予防接種には緊急事態宣言が発令される前の新臨時予防接種と、発令後の臨時予防接種があり、新臨時予防接種には一部負担がある。臨時予防接種は無料。

矢田松夫副委員長 海外渡航の自粛ではなく禁止措置はとらないのか。

山根健康増進課長 国が決めることなので、市が決めることはない。

岩本信子委員 S A R S (サーズ)は新型インフルエンザ等に入るのか。

山根健康増進課長 新感染症になる。

石田清廉委員 対策連絡会議、対策本部に医師会、病院関係者がほとんど入っていないが、情報が入ってこないのではないか。

山根健康増進課長 県のほうで保健所を中心に動くことになる。

岩本信子委員 発生したら県のほうで道路封鎖、消毒など行うのか。

山根健康増進課長 県の指示で市が動くことになると思う。市単独ではなく広域的に考えて、県全体で動くことになる。

三浦英統委員 新型インフルエンザの人から人への主な感染経路は何か。
山根健康増進課長 飛沫感染、接触感染が主な経路。感染予防対策は季節性インフルエンザと基本的に同じ。

小野泰委員 発熱があるとかいう場合、どのような流れで新型インフルエンザと認定されるのか。

山根健康増進課長 新型インフルエンザが海外で発生した場合、病院に帰国者接触者外来が設置され、新型インフルエンザが疑われた場合は山口県立総合医療センターで対応することになる。

三浦英統委員 豚から人への感染経路は何か。

木本健康増進課長補佐 豚と接触した人が疑わしい。豚肉は食べるときに熱をとすので、そちらからの感染はほとんどないと思う。

下瀬俊夫委員長 蚊からの感染はあるか。

木本健康増進課長補佐 勉強不足でわからない。

下瀬俊夫委員長 数年前の新型インフルエンザ発生時に県内でも海外渡航者の感染者が何名かいたが、潜伏期間があるため、かなり綿密に潜伏期間中の行動の経路を調べたが、これは地域発生早期という段階に当たるのか。

木本健康増進課長補佐 地域発生早期に当たる。

下瀬俊夫委員長 その段階で、宇部の白鳥が処分されたのは市の判断か。

木本健康増進課長補佐 市の判断だと思うが、鳥を処分するというのは、鳥インフルエンザの関係。新型インフルエンザとは意味合いが違う。

2 平成26年度国民健康保険料保険料率の改定について

(1) 概要

23、24年度の1人あたりの診療報酬費用額は県内13市中2番目に高く、25年度については3番となったが、費用額は増加している。県内の情勢としては、例年どおり西高東低という状況。本年度の保険料率について、介護分については、市に請求される額と、被保険者に納めていただく保険料の差が広がっており、均等割、平等割については、わずかだが上げざるを得なかった。ただし、所得割は据え置きとなっている。後期支援分についても条例で保険料の所得割、均等割、平等割の割合が決められているため、均等割が200円上がっている。ただし医療分の均等割を200円引き下げているため、差し引きでは増額なし。医療分については、所得割を0.1%引き下げ9.9%に、均等割を200円、平等割を100円引き下げている。全体的には、国の2割軽減5割軽減の対象者の拡充もあわせ、中低所得者層に対して配慮した保険料

率であると考えている。また、介護分がない若い世代に対して配慮したものとなっている。年収別、人数別の保険料がどのように変わるのか計算したシミュレーション（資料3、4ページ）を説明した。国の低所得者対策について、給与収入で3人世帯の場合、5割軽減は給与収入147万円が限度だったが178万円まで拡充する。2割軽減については223万円が266万円まで拡充することになり、対象者がかなりふえている。保険料限度額について、医療分については据え置き。後期支援分、介護分はそれぞれ2万円ずつ増額となり、合計81万円が限度額となっている。限度額の変更、2割5割軽減の拡充、保険料率の引き下げをあわせて、このたびの保険料率を算定している。

(2) 主な発言

三浦英統委員 保険料の積算について、世帯主が50歳会社員、社会保険に加入し333万円の所得がある。妻は国保に加入し20万円の所得がある。父は72歳で国保に加入し年金収入が80万円。母は70歳で国保に加入し年金収入が80万円。世帯主が父にかわった場合保険料はどうなるか。医療負担はどうなるか。

大濱国保年金課国保係長 保険料については計算しないとわからないが、保険料率を掛ける所得に社会保険に加入している会社員の所得は含まない。2割5割軽減の判定で世帯主が会社員である場合については所得を含めて計算することになるので、軽減判定について違いが出る。医療費の一部負担金については、どちらが世帯主でも変わらない。70歳以上の世帯員の課税所得の合計が145万以上であれば3割負担。145万未満であれば1割負担となる。ただし、収入が383万未満であれば、特例により申請があれば2割負担となる。

下瀬俊夫委員長 それは申請主義か。

大濱国保年金課国保係長 該当者には説明の文書と申請書を同封し送付している。

岩本信子委員 年収別のモデルケースについては、家族全員の年収なのか所得なのか。

大濱国保年金課国保係長 自営業の場合は所得。会社員の場合は収入。

下瀬俊夫委員長 医療費は上がっているのに、国民健康保険料を引き下げたという考え方を聞きたい。

吉岡国保年金課長 料率を下げることで、不足額が生じる。その不足額については、平成26年度当初予算で基金繰入金を1億1,637万7,000円計上している。この一部と、一般会計からの基

準外の繰り入れを不足額に充当したいと考えている。

下瀬俊夫委員長 基金の取り崩しはわかる。引き下げるための一定の基準や意図は何なのか。例えば県下でどの程度の保険料にしたいとか、1番にしたくないとか。また、保険料が引き下げられて県下で何位になるのか。

吉岡国保年金課長 26年度の料率算定時の試算の段階では、一人当たりの保険料について県内13市中5番目の保険料。まだ確定していない状況での順位。どのくらいの順位を目指しているということはない。今回の考え方として、40歳未満の若年層に配慮したいと考えて料率を設定している。あわせて低所得者対策も実施されているので、適用される方は昨年度よりかなり軽減されている。保険料の基本的な考え方として、毎年保険料が増減すると、被保険者にとって負担となるので、医療費の増減によって保険料を増減させるのではなく、できるだけ保険料を平準化し、できるならば料率を下げていきたいと考えている。

岩本信子委員 基準外繰入について、どのくらいまで考えているか。多くすればするほど保険料は安くなるが、入っていない市民の負担がふえる。

吉岡国保年金課長 当初予算上の基準外の繰り入れは3,000万円となっている。基金繰入金が1億1,637万7,000円。あわせて1億4,000万を全て保険料に充当するわけではない。見込みとしては約1億3,000万の充当と考えている。このうち基準外をいくら使うかというのは明確ではない。

岩本信子委員 基準外繰入をどのくらいまでの枠、幅と考えているのか。

吉岡国保年金課長 その年度の状況によって変わるもの。予測された医療費に対して国、県の補助金も変わってくる。それらを計算すると不足額が生じるので、その不足額について基準外繰入を充てる。毎年毎年計算が変わってくるので、そのときに財政と相談するという形になる。

下瀬俊夫委員長 県西部の医療費が高い理由は何か。

吉岡国保年金課長 県西部のほうが医療機関の整備が進んでおり、受診機会がふえているのが原因ではないかと考えている。

下瀬俊夫委員長 医療費が上がる中、保険料を調整しようとする、基金の取り崩しが出てくる。基金は5億程度貯めるという話であったが、今回1億数千万取り崩すのであれば、長続きしないように思える。国保料の引き上げの問題も出てくるのではないか。国保料平準化との兼ね合いをどのように考えているか

吉岡国保年金課長 平成29年度に広域化が控えている。また、30万以上の医療費は県内で共同処理しているが、27年度からは全ての医療費が共同処理となる。今後大きな制度改革も控えている。基金については、制度改革の備えでもある。負担を少なくしていきたいということもあるので、できるだけ活用しながら保険料を平準化していきたいと考えている。

下瀬俊夫委員長 県下の平準化という意味か。

吉岡国保年金課長 山陽小野田市の保険料の平準化。広域化になったときに県内で保険料を均一化するかどうかは決まっていない。秋ぐらいに広域化の骨子が示されるはずである。その中で均一化するにしても何年間か猶予があるという形になると思われる。後期高齢者制度の広域化のときも同様であった。具体的にどのようなかわからないが、こういった制度の対応についても基金で対応していかなければならないと考えている。

平成26年6月16日

民生福祉常任委員会委員長 下 瀬 俊 夫